

相次ぐマンション構造スリットの施工不良にSOS相談窓口

今年6月、相次ぐマンションの構造スリットの未設置・施工不良の問題を受け、国土交通大臣が実態調査に乗り出すことを明らかにしました。そもそも「構造スリット」とは、構造計算をする上で、柱、梁、床を重視して構造上重要でない壁にはスリット（すき間）を設けることで、地震発生時に水平方向の揺れに対し、構造上重要な梁や柱に対する損傷を防ぐためのものです。本来あるべき箇所に適切に設置されていないと、想定外の壊れ方をするなど、建物への被害が大きくなります。

業界初の個人向け総合不動産コンサルティング・ホームインスペクション（住宅診断）とマンション管理組合向けコンサルティングを行う“不動産の達人 株式会社さくら事務所”（東京都渋谷区／代表：大西倫加）ではこれまでにも多くのマンション管理組合さま、1棟マンションオーナーさまからご相談をいたいてきましたが、今月17日、新たに構造スリットのお悩みにおこたえる特設ページを開設しました。

「大規模修繕工事の途中で施工不良が発覚した」「構造スリットの施工不良から外壁タイルの落下にまで及んだ」等の実際に当社でコンサルティングを行い解決までサポートした事例をはじめ、当社の瑕疵調査・コンサルティングの特徴、無償補修の活用のすすめについてまで解説しています。くわしい情報や取材をご希望の方はお気軽にお問合せください。



マンション構造スリットSOS相談窓口

マンションの構造スリットの不安

マンションで構造スリットの未設置があったら？？

補償はどうなるの？

どのタイミングで調査すべき？

構造スリットについて相談する >

近年相次ぐ、マンションの構造スリット施工不良の発覚に、ついに国土交通省も調査に乗り出しました。さくら事務所でもこれまで、構造スリットや外壁タイルなど数多くのマンションの施工不良や瑕疵調査・補修のコンサルティングを行ってきました。分譲会社・施工会社による補修費用全額負担はもちろん、全戸退去、一部戸戸販売などさまざまなケースで解決に導いた実績があります。

さくら事務所のマンション瑕疵調査・コンサルティングの4つの特徴

1. 住みながら工事、全戸退去、分譲会社による住戸の買い取りまで、豊富な解決実績があります
2. 風評被害による資産価値の影響を考え、売買・賃貸の際、補修履歴や現状をきちんと説明し理解してもらうための対策までサポートします
3. 補修方法については、更なる第三者（例：一般社団法人 建築研究振興協会）に評定を依頼も可能 学識者のセカンドオピニオンも得られます
4. 建築士とマンション管理士がチームをつくり、調査は建築士が、解決までのコーディネートをマンション管理士が行うのでワンストップで解決します

【サービス料金・サービス利用の流れ】

現状をお伺いし、調査・コンサルティング方法をご提案の上、お見積りいたします。

また、お申し込み前に理事会に出席してサービス内容のご説明・カウンセリングを行ないます。

（1回まで無料 ※東京近郊以外の場合には別途交通費がかかります）

構造スリット相談窓口ページはこちら…<https://www.s-mankan.com/campaign/slit>

■不動産の達人 株式会社さくら事務所■（東京都渋谷区／代表取締役社長：大西倫加）<https://www.sakurajimusyo.com/>
 株式会社さくら事務所は「人と不動産のより幸せな関係を追求し、豊かで美しい社会を次世代に手渡すこと」を理念として活動する、業界初の個人向け総合不動産コンサルティング企業です。1999年、不動産コンサルタント長嶋修が設立。第三者性を堅持した立場から、利害にとらわれない住宅診断（ホームインスペクション）やマンション管理組合向けコンサルティング、不動産購入に関する様々なアドバイスを行なう「不動産の達人サービス」を提供、約45,800組超の実績を持っています。

本件に関するお問い合わせは、お気軽に下記までご連絡ください。

株式会社さくら事務所 東京都渋谷区桜丘町29-24 桜丘リージェンシー101 <https://www.sakurajimusyo.com/>
 TEL 03-6455-0726 FAX 03-6455-0022 マーケティング・コミュニケーション部：川崎 徳子 press@sakurajimusyo.com